

議案第84号

里庄町国民健康保険税条例の一部改正について

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成26年12月15日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

国民健康保険財政の厳しい現状を踏まえ、安定した国民健康保険運営を維持するため、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について、国民健康保険の被保険者に係る所得割率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の引き上げ並びに納税の負担軽減及び利便性向上を図るため、普通徴収に係る納期数を変更し、当該納期ごとの金額を平準化し、及び徴収の特例を廃止するために所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例（昭和35年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「100分の5.7」を「100分の7.4」に改める。

第4条中「17,500円」を「23,000円」に改める。

第5条第1項第1号中「16,000円」を「19,000円」に改め、同項第2号中「8,000円」を「9,500円」に改め、同項第3号中「12,000円」を「14,200円」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第14条に次の1項を加える。

- 3 法第20条の4の2第6項本文の規定にかかわらず、納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第23条及び第24条を次のように改める。

第23条及び第24条 削除

第25条第1項第1号ア中「12,250円」を「16,100円」に改め、同号イ（ア）中「11,200円」を「13,300円」に改め、同号イ（イ）中「5,600円」を「6,650円」に改め、同号イ（ウ）中「8,400円」を「9,940円」に改め、同項第2号ア中「8,750円」を「11,500円」に改め、同号イ（ア）中「8,000円」を「9,500円」に改め、同号イ（イ）中「4,000円」を「4,750円」に改め、同号イ（ウ）中「6,000円」を「7,100円」に改め、同項第3号ア中「3,500円」を「4,600円」に改め、同号イ（ア）中「3,200円」を「3,800円」に改め、同号イ（イ）中「1,600円」を「1,900円」に改め、同号イ（ウ）中「2,400円」を「2,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の里庄町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。